

諮問実施機関：熊本県知事

諮問日：令和7年（2025年）7月31日（諮問第248号）

答申日：令和8年（2026年）8月21日（答申情第205号）

事案名：特定工場間の需給関係等に関する文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申

第1 審議会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が特定工場間の需給関係等に関する文書について、存否を明らかにしないで行った不開示決定は、これを取り消し、改めて開示、不開示の決定をすべきである。

第2 諮問等に至る経過

- 1 令和7年（2025年）3月15日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、以下について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
 - （1）現在、操業中の特定法人A（以下「A社」という。）の工場とこれに隣接する特定法人B（以下「B社」という。）工場間の直接の部品又は原材料等の需給関係（取り引き）が分かる文書（B社工場完成前のものを含む）
 - （2）B社工場が製造にかかる前工程として製造する〇〇の後工程をA社の工場が行っていることがわかる文書
- 2 令和7年（2025年）4月24日、実施機関は、本件開示請求に対し、条例第10条の規定により、行政文書の存否を明らかにしない不開示決定（以下「原処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 令和7年（2025年）5月2日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して原処分を不服とする審査請求を行った。
- 4 令和7年（2025年）7月31日、実施機関は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、熊本県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県政情報文書課を「処分庁」として原処分を行ったことの妥当性の審査及び処分の取り消しを求める。

担当課を改めて特定し、存否を明らかにしたうえでの不開示決定等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書の要旨

県政情報文書課（以下「処分庁」という。）は、開示請求対象の行政文書の所掌事務に関し、文書管理者の立場になく、担当課等として原処分を行うことは失当であり、当該文書に係る開示決定等は建築課が行うべきである。

開発許可の特例適用は承認されており、本件開示請求の対象となる行政文書は都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第34条第7号による市街化調整区域内での開発許可の特例適用判断に必須の書類であることから、当該文書はB社から開発許可制度の所管課である建築課に提出され、文書は存在するはずである。そのため、その存否が明らかになったとしても不開示情報として守られるべき利益が害されることはなく、その存否を明らかにしたうえで不開示とする根拠を示して不開示決定等を行えば済むことである。

(2) 反論書の要旨

特定法人間における需給関係が存在することを前提として法第34条第7号の適用がなされているという事実から、条例第7条第3号アに該当するという主張は失当である。

そのため、条例第7条第3号アに該当し、不開示とされる情報であるとしつつ、条例第10条の規定により、本件開示請求を拒否したものであるとの処分を行うことは論理的に破綻している。

第4 処分庁の説明要旨

処分庁の説明の内容は、弁明書及び説明聴取によると、おおむね次のとおりである。

1 存否を明らかにしない不開示決定について

本件開示請求は、特定法人間における需給関係があることを前提としたものである。

特定法人間の需給関係の有無は、事業活動に係る取引情報であって、公にする

ことにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第3号アに該当し不開示とされる情報である。

よって、本件開示請求に係る文書の存否を答えるだけで、特定法人間の需給関係の有無という不開示情報を開示することになるため、条例第10条の規定により、本件開示請求を拒否した。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人及び処分庁の主張を踏まえて審査した結果、以下のよう
に判断する。

1 原処分の妥当性について

原処分の妥当性を判断するに当たっては、いわゆる存否応答拒否の可否を検討することになる。この点、条例第10条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを明らかにするだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる旨を規定している。ただし、開示請求を拒否するときは、開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で拒否するのが原則であり、存否応答拒否は例外的措置であることから、その適用に当たっては、厳格に解釈し、濫用されることのないようにしなければならない。

さて、原処分の妥当性を判断するに当たっては、本件対象文書の存否を明らかにするだけで不開示情報が開示される結果となるか否かを検討することになる。本件開示請求においては、対象文書が特定法人間の需給関係等に関する文書であるため、このような文書が、条例第7条第3号アの不開示情報に該当するかを確認し、該当する場合は条例第10条の該当性について検討することとする。以下、まず前者について検討する。

2 原処分において不開示とした根拠となる条例の不開示情報該当性について

(1) 条例第7条第3号アの不開示情報該当性について

ア 条例第7条第3号は、次の情報を不開示情報として規定している。

法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。（中略）

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
（以下省略）

イ 処分庁は、本件対象文書の存否を明らかにするだけで、特定法人間の需給関係が明らかになり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある旨主張している。

ウ しかしながら、審議会において、開発許可制度の所管課である建築課に確認を行ったところ、次のとおりであった。

A社が、A社の既存工場と密接な関連を有する事業所として法第34条第7号の立地要件で令和3年に開発許可を受けている。その後、B社から令和4年に法第45条の規定による地位承継承認申請があり、同年、地位承継の承認を行ったことにより、B社がA社の地位を承継している。

地位承継承認の判断基準に、「市街化調整区域にあつては、特定承継人が法第34条の基準を満たす者であること」とあるため、B社は当初A社が受けた開発許可の立地要件である法第34条第7号を満たす必要がある。法第34条第7号の要件には、「相互の材料、部品等の60%以上について関連を有すること。また、作業工程上不可分一体の関係にあること。」とあるため、A社の既存工場とB社間で60%以上の需給関係があることや不可分一体の関係にあることが地位承継承認の要件となる。

なお、地位が承継されたという事実は、開発登録簿で公にしており、誰でも閲覧可能である。

エ したがって、A社とB社の間に需給関係があることはすでに公にされている情報と認められる。

よって、すでに他の方法で公にされている情報を開示することで、処分庁が主張する当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するとまでは認められず、同号アに該当するとは言えない。

(2) 第10条の該当性について

条例第7条第3号アの不開示情報に該当するかを確認した結果、上記のとおり該当しないことが認められた。したがって、条例第10条の該当性について検討は不要となる。

(3) 小括

上記のとおり、本件対象文書の存否は不開示情報ではないことから、存否を明らかにするだけで、不開示情報を開示することになるとは認められない。

したがって、実施機関は本件開示請求を拒否することはできないから、原処分は妥当ではない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、審議会の判断に影響しない。

3 結論

以上により、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 経過

以下のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和7年（2025年） 7月31日	・ 諮問（第248号）
令和8年（2026年） 5月26日	・ 審議
令和8年（2026年） 6月23日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
令和8年（2026年） 7月22日	・ 審議

熊本県情報公開・個人情報保護審議会第2部会

部会長 鹿瀬島 正剛

委 員 齊藤 信子

委 員 関 智弘